【承認：令和２年２月１０日】
【直近の軽微変更：令和２年１１月１０日】

調査計画全文

１ 調査の名称（□特定一般統計調査　■その他の一般統計調査）
石油輸入調査

２　調査の目的
我が国の輸入原油の油種、性状、供給源、輸送等の実態を把握することにより、原油の調達及び備蓄政策を検討するための基礎資料、並びに国際機関に対する報告を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

３　調査対象の範囲
（１）地域的範囲（■全国　□その他）

（２）属性的範囲（□個人　□世帯　□事業所　■企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）
原油を輸入する企業
※　原油は、粗油及びコンデンセートを含む。

４　報告を求める個人又は法人その他の団体
（１）報告者数　約２０社

（２）報告者の選定方法（■全数　□無作為抽出(□全数階層あり)　□有意抽出）
調査実施時期に利用可能な最新の石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第１８条第１項に規定する石油輸入業者登録簿を用いて、原油を輸入する企業を選定する。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
（１）報告を求める事項
検尺完了日、陸揚地、検尺数量（単位：kl)、油種名、API 度（60° F)、硫黄分（Wt%)、船積完了日、積出港、船舶名称、用船区分、送主、原供給者、契約期間（長期契約または短期契約)、船積数量（単位：バーレル)、FOB（単位：$/B)、運賃総額（単位：1,000$)、保険料総額（単位：1,000$)、CIF 総額（単位：1,000$)、基準運賃（単位：$/Mt)
〔集計しない事項の有無〕　無□　有■
検尺完了日、陸揚地、船積完了日、船舶名称、用船区分、送主、基準運賃は、疑義照会又は審査に用いる事項であり、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間
毎月末日現在

６　報告を求めるために用いる方法
（１）調査系統
調査票の配布：経済産業省－報告者（新規）
経済産業省－民間事業者－報告者
調査票の回収：報告者－経済産業省

（２）調査方法

■郵送調査　　■オンライン調査（□政府統計共同利用システム　□独自のシステム　■電子メール）

□調査員調査　■その他（オンライン調査：ｅ－Ｇｏｖ）

〔調査方法の概要〕

１）郵送調査

経済産業省又は民間事業者から郵送により報告者に調査票を配布し、報告者は、調査票に所定の事項を記入した上、郵送により経済産業省に報告する方法により行う。

２）オンライン調査

報告者が経済産業省ＨＰから調査票をダウンロードし、所定の事項を入力の上、電子メール又は電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）により報告する方法により行う。

なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定するなどのセキュリティ対策を講ずることとする。

民間事業者の業務委託の内容は、調査票の配布（新規の調査対象事業所に対するものを除く。）、調査票提出の督促、疑義照会に関する事務、とする。

7　報告を求める期間

（１）調査の周期

□１回限り　■毎月　□四半期　□１年　□２年　□３年　□５年　□不定期　□その他（　　）

（１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年）

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、調査月の翌月１５日（１５日が土休日に当たる場合には、直近の営業日）

8　集計事項

原油の輸入に関する集計

（主な集計事項については、別表「集計事項一覧」参照）

9　調査結果の公表の方法及び期日

（１）公表・非公表の別（■全部公表　□一部非公表　□全部非公表）

（２）公表の方法（■e-Stat　　□インターネット（e-Stat以外）　□印刷物　　□閲覧）

ただし、速報は経済産業省ホームページのみの公表とする。

（３）公表の期日

原則として、速報は調査月の翌月の末日。確報は調査月の翌々月末日まで。年報は調査年の翌年６月末日まで。（末日が土休日に当たる場合には、その直前又は直後の営業日）

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類　□日本標準職業分類　□その他（　　）

■使用しない

本調査は、石油の備蓄の確保等に関する法律第１８条により石油輸入業者登録簿に登録された企業に対象を限定した調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

関　係　書　類	保　存　期　間	保　存　責　任　者
記入済み調査票	1　　年	資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課長
調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永　　年	資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課長

別表　集計事項一覧

集計表	集計事項	表
１．原油輸入・非精製用原油出荷内訳	原油輸入　国・地域別、油種別、数量 原油輸入　国・地域別、油種別、構成比 原油輸入　国・地域別、油種別、前月比 原油輸入　国・地域別、油種別、前年同月比	速報 確報
２．原油契約期間別、供給者区分別、地域別、国別輸入（参考資料）	原油契約期間別、供給者区分別、地域別、国別輸入 （１）原油契約期間別、月別輸入、ＣＩＦ総額、平均ＡＰＩ度及び平均硫黄分 （２）原油供給者区分別、月別輸入 （３）原油国別、契約期間別輸入、平均ＡＰＩ度及び平均硫黄分（暦年計） （４）原油国別、契約期間別輸入、平均ＡＰＩ度及び平均硫黄分（年度計） （５）原油国別、契約期間別、ＣＩＦ総額（暦年計） （６）原油国別、契約期間別、ＣＩＦ総額（年度計） （７）原油国別船積数量、ＦＯＢ、運賃総額及び保険料総額（暦年計） （８）原油国別船積数量、ＦＯＢ、運賃総額及び保険料総額（年度計）	年報

政府統計

秘

石　油　輸　入　調　査

原油調査票（その１）

（　　年　　月分）

提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1　　部

表関コード	検尺完了日			陸揚地		検尺数量		油種名	API度	硫黄分	船積完了日			積出港	船舶名称	用船区分	送主 (Shipper)	原供給者 (Original Supplier)
	年	月	日	企業コード	事業所コード	単位：kl		コード	60° F	Wt%	年	月	日	コード	コード	コード	コード	コード
12 13	14 15 16 17	18 19	20 21	22 23 24	25 26 27	28 29 30 31 32 33 34 35		36 37 38 39 40	41 42 43 44	45 46 47 48	49 50 51 52	53 54	55 56	57 58 59 60 61	62 63 64 65	66	67 68 69	70 71 72
						百万	千 一		.	.								

SAMPLE

調査種別	企業コード
1 1	

企業名		作成者の職名及び氏名	（電話番号　　－　　－　　）
		作成年月日	（和暦元号）　　年　　月　　日

経　済　産　業　省（資源エネルギー庁資源・燃料部政策課）

政府統計

秘

石　油　輸　入　調　査

原 油 調 査 票（その２）

（　　年　　月分）

提 出 先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1　　部

表関コード	契約期間コード	船積数量	FOB	運賃総額	保険料総額	CIF総額	基準運賃(WS＝100)	備考
		単位：バーレル	単位：＄／B	単位：1,000＄	単位：1,000＄	単位：1,000	位：＄/Mt	
12 13	14	15 16 17 18 19 20 21 22 23	24 25 26 27 28 29	30 31 32 33 34 35 36	37 38 39 40 41 42	43 44 45 46 47 48 49	53 54	
		百万 千 一	.	十億 百万 千	.	十億 百万 千	.	
			.		.		.	
			.				.	
			.		.		.	
			.		.		.	
			.				.	
			.		.		.	
			.		.		.	
			.		.		.	
			.		.		.	
			.		.		.	
			.		.		.	
			.		.		.	
			.		.		.	
			.		.		.	

SAMPLE

調査種別	企業コード
1 2	

企業名		作成者の職名及び氏名	（電話番号　　－　　－　　）
		作成年月日	（和暦元号）　　年　　月　　日

経　済　産　業　省（資源エネルギー庁資源・燃料部政策課）

石油輸入調査の必要性

資源エネルギー庁
資源・燃料部政策課

調査の必要性

我が国のエネルギー供給の大半を占める石油は、供給量のほぼ全量を輸入に依存しており、その供給構造は極めて脆弱である。特に、原油輸入は約９割を中東地域に依存しており、政情不安による輸入船舶の航行の支障及び産油国の供給量削減等のリスクが存在している。

本調査は、原油の輸入状況を毎月把握するために実施しており、本調査の結果は、我が国における安定的な原油調達政策を検討するための基礎資料として必要不可欠なものである。